第三十一条の二の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改める。

第三十一条の五を削る。

第三十一条の六第一項中「第八十三条の三第一項の」を「第八十三条の二第一項の」に、「第八十三条の三第一項第一号」を「第八十三条の二第一項第一号」に、「規定する不動産」を「規定する倉庫等以外の不動産の取得」に、「同号ハに規定する特定不動産の割合（当該不動産を取得することにより同項第二号ロに掲げる要件に該当することとなる場合にあつては、当該不動産の取得後の当該特定不動産の割合）又は当該登記に係る質権若しくは抵当権の移転が当該指名金銭債権の取得に伴うものであること」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「登記に係る不動産」を「不動産」に、「取得した」を「取得をした」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該特定目的会社が当該不動産の取得をした場合　次に掲げる事項

イ　法第八十三条の二第一項第一号ハに規定する特定不動産の割合（当該不動産の取得をすることにより同項第二号ロに掲げる要件に該当することとなる場合にあつては、当該不動産の取得後の当該特定不動産の割合）

ロ　当該取得をした建物のうちに倉庫の用に供する部分がある場合にあつては、当該建物の床面積に占める倉庫以外の用に供する部分の床面積の割合（以下この条において「倉庫以外の床面積の割合」という。）

二　当該特定目的会社が指名金銭債権の取得をした場合　次に掲げる事項

イ　法第八十三条の二第一項第一号ハに規定する特定不動産の割合

ロ　当該登記に係る質権又は抵当権の移転が当該指名金銭債権の取得に伴うものであること

第三十一条の六第二項中「第八十三条の三第二項の規定の」を「第八十三条の二第二項の規定の」に改め、同項第一号イ中「第八十三条の三第二項」を「第八十三条の二第二項」に、「同条第一項に規定する」を「同項に規定する倉庫等以外の」に、「同条第二項」を「同項」に、「及び同号イ」を「、倉庫以外の床面積の割合（当該取得をした建物のうちに倉庫の用に供する部分がある場合に限る。）並びに同号イ」に、「登記に係る不動産を取得をした」を「不動産の取得をした」に改め、同号ロ中「第八十三条の三第二項」を「第八十三条の二第二項」に改め、同条第三項中「第八十三条の三第三項の規定の」を「第八十三条の二第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第八十三条の三第三項の」を「第八十三条の二第三項第一号イ」を「第八十三条の三第三項第一号イ」に、「同条第一項に規定する」を「同項に規定する倉庫等以外の」に、「同条第三項」を「同項」に、「及び同号イ」を「、倉庫以外の床面積の割合（当該取得をした建物のうちに倉庫の用に供する部分がある場合に限る。）並びに同号イ」に、「登記に係る不動産を取得をした」を「不動産の取得をした」に改め、同条を第三十一条の五とする。

第三十一条の七を削り、第三十一条の八を第三十一条の六とし、第三十一条の九から第三十一条の十一までを二条ずつ繰り上げる。

第三十七条の六第四項第五号イ中「この項」の下に「、第三十七条の九第一号及び第三十七条の十第一号」を加え、同号ロ中「この項」の下に「、第三十七条の九第二号及び第三十七条の十第二号」を加える。

第三十七条の七の次に次の四条を加える。

（揮発油の平均小売価格の算出等）

第三十七条の八　法第八十九条第三項に規定する財務省令で定める基幹統計調査は、小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）第一条に規定する小売物価統計調査とする。

2　法第八十九条第三項に規定する揮発油の平均小売価格は、前項に規定する小売物価統計調査の結果として公表された自動車ガソリンの都市別の小売価格を合計したものを当該都市の数で除して得た額とする。

（控除対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出）

第三十七条の九　施行令第四十六条の二十二第一項第二号に規定する財務省令で定める数値は、同項第一号イに掲げる控除対象揮発油（法第八十九条第四項に規定する控除対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

一　バイオエタノールが混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十条第九項に規定する数値

二　エチル－ターシャリ－ブチルエーテルが混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチル－ターシャリ－ブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

（課税対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出）

第三十七条の十　施行令第四十六条の二十六に規定する財務省令で定める数値は、法第八十九条第十九項第一号イに掲げる課税対象揮発油（同条第十八項に規定する課税対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

一　バイオエタノールが混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第九項に規定する数値

二　エチル－ターシャリ－ブチルエーテルが混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチル－ターシャリ－ブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

（控除対象揮発油の数量を証する書類等の作成方法）

第三十七条の十一　法第八十九条第四項に規定する控除対象揮発油所持販売業者等は、同項に規定する控除対象揮発油の数量を証する書類と同条第九項に規定する届出書を複写する方法により作成するものとする。

第四十条の二第十二項第一号中「平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号」の下に「。以下この条において「乗用車判断基準告示」という。」を加え、同条第二十五項中「第九十条の十二第三項第二号イ」を「第九十条の十二第三項第三号イ」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「第九十条の十二第三項第二号」を「第九十条の十二第三項第三号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

26　法第九十条の十二第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない揮発油自動車で財務省令で定めるものは、当該揮発油自動車に係る窒素酸化物の排出量が第十七項第三号に定める値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

27　法第九十条の十二第三項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の揮発油自動車で財務省令で定めるものは、実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1－1⑷に掲げる基準エネルギー消費効率を除く。）以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

23　法第九十条の十二第二項第二号ハに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

24　法第九十条の十二第二項第二号ハに規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の軽油自動車で財務省令で定めるものは、実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1－1⑷に掲げる基準エネルギー消費効率を除く。）以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

別表第四の表及び備考1中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改め、同表の備考2⑵中「「向上場投資信託」の次に「、「向上場特定受益証券発行信託」を加え、同表の備考2⑶中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

別表第七㈠の次に次の表を加える。